



第75期 定時株主総会

招 集 ご 通 知

2025年7月1日～2026年6月30日

日 時 2026年9月29日（火曜日）
午前10時

場 所 神奈川県厚木市上依知字上ノ原3012番地3
株式会社オーネックス厚木工場
事務棟 4 階

株式会社 オーネックス

証券コード5987

・ 昨年同様、株主総会のお土産はご用意いたしておりませんのでご了承いただきますようお願い申し上げます。

目 次

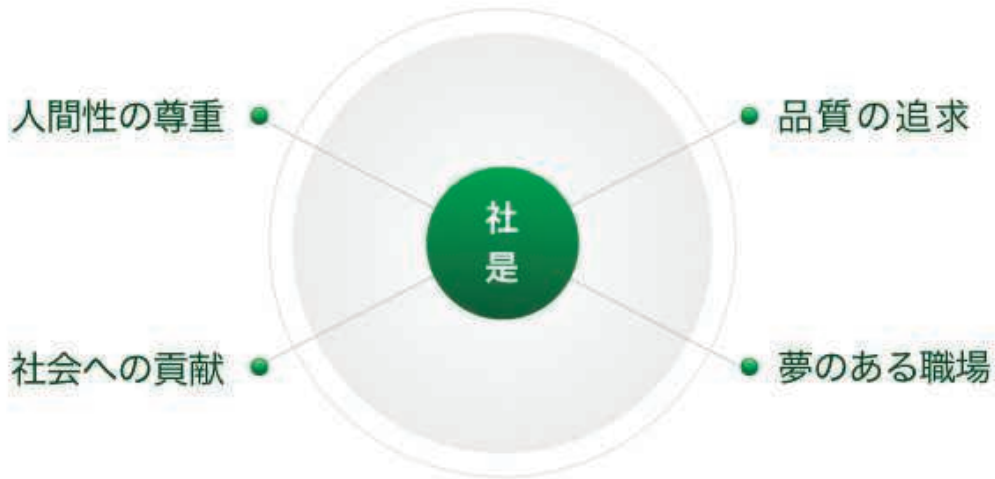
オーネックスグループ経営理念	1
第75期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	
事業報告	21
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	42

オーネックス グループ経営理念

当社グループの全従業員が共有し、進むべきベクトルを合わせるため、経営理念（社是）を定め、株主をはじめとするすべてのステークホルダーから評価される経営を行い、持続的に企業価値の向上を図ることを目指します。



代表取締役社長
木田 周太郎



証券コード 5987
2026年9月14日
(電子提供措置の開始日2026年9月7日)

株 主 各 位

東京都港区芝5-29-18
株式会社 オールネックス
代表取締役社長 木 田 周 太 郎

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第75期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<http://www.onex.co.jp/ir/docs/meeting.php>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月28日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県厚木市上依知字上ノ原3012番地3
当社厚木工場 事務棟4階

（当社は2026年3月10日をもって、本社機能を神奈川県厚木市に変更いたしましたので、株主総会の開催場所を上記会場へと変更いたしました。前回の定時株主総会の会場と異なりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第75期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 事前に議決権を行使いただく場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2026年9月28日（月曜日）午後5時必着



### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2026年9月28日（月曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2026年9月29日（火曜日）午前10時

### ❗ ご注意事項

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

# インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権  
行使期限

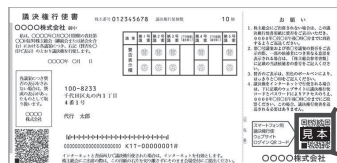
2026年9月28日（月曜日）  
午後5時まで

議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>



## 「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

## アクセス手順について

### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

\*\*\* ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! \*\*\*

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただいた方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

**次へすすむ**

**クリック**

<その他のご案内>

- 招集ご通知等の電子配信ご利用のお届出の確定手続きはこちらをクリックしてください。

「次へすすむ」をクリック

### 2. ログインする

\*\*\* ログイン \*\*\*

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは本票裏面の「議決権行使コード」欄に記載されています。（電子メールにより招集ご通知電子メールに送付されます）

議決権行使コード:

**クリック** **ログイン** **閉じる**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

### 3. パスワードの入力

\*\*\* ご自身で登録するパスワードへの変更 \*\*\*

- セキュリティ確保のため、パスワードをご自身で登録してください。
- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」欄に記載されています。（電子メールにより招集ご通知電子メールに送付されます）

議決権行使書用紙に記載のパスワード:  入力

ご使用になる新しいパスワード:

確認のためもう一度:

実際にご使用になる新しいパスワードを入力

**クリック** **登録**

議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第75期の期末配当につきましては、企業体質強化、今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円 配当総額 33,111,860円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

監査等委員会設置会社への移行に係る変更

当社はコーポレートガバナンスの強化を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の変更を行うものであります。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の任期の変更並びに重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

| 現行定款                    | 変更案                                      |
|-------------------------|------------------------------------------|
| 第1章 総 則                 | 第1章 総 則                                  |
| 第1条～第4条(条文省略)           | 第1条～第4条(現行どおり)                           |
| 第2章 株 式                 | 第2章 株 式                                  |
| 第5条～第11条(条文省略)          | 第5条～第11条(現行どおり)                          |
| 第3章 株主総会                | 第3章 株主総会                                 |
| 第12条～第17条(条文省略)         | 第12条～第17条(現行どおり)                         |
| 第4章 取締役及び取締役会           | 第4章 取締役及び取締役会                            |
| 第18条 (条文省略)             | 第18条 (現行どおり)                             |
| (取締役の員数)                | (取締役の員数)                                 |
| 第19条 当会社の取締役は、11名以内とする。 | 第19条 当会社の取締役は、11名以内とする。                  |
| (新設)                    | <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)<br/>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)<br/>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2 増員により、または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。<br/>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条～第25条(条文省略)</p> | <p>(取締役の選任)<br/>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)<br/>第 22 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。<br/>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。<br/>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役社長、取締役会長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条～第25条(現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<br/> <u>ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、開催日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 30 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第<u>30</u>条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)<br/> 第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/> 第 32 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であったものを含む。) の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。<br/> 2 当会社は、<u>社外取締役との間で会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)<br/> 第 33 条 当会社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p> | <p>条番号繰り下げ</p> <p>第<u>31</u>条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)<br/> 第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/> 第 33 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役 (取締役であったものを含む。) の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。<br/> 2 当会社は、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                           | 変更案  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p>(監査役の員数)<br/> <u>第 34 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>                                                                                                          | (削除) |
| <p>(監査役の選任)<br/> <u>第 35 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u><br/> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                    | (削除) |
| <p>(監査役の任期)<br/> <u>第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | (削除) |
| <p>(常勤の監査役)<br/> <u>第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                   | (削除) |
| <p>(監査役会の招集通知)<br/> <u>第 38 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>                                                           | (削除) |
| <p>(監査役会の決議方法)<br/> <u>第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                 | (削除) |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の議事録)<br/> <u>第 40 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則)<br/> <u>第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)<br/> <u>第 42 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)<br/> <u>第 43 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であつたものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u><br/> <u>2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u><br/> <u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | (監査等委員会の設置)<br>第 34 条 当社は、監査等委員会を置く。                                                                        |
| (新設) | (監査等委員会の招集通知)<br>第 35 条 監査等委員会の招集通知は、開催日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。             |
| (新設) | (監査等委員会の決議方法)<br>第 36 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。                           |
| (新設) | (監査等委員会の議事録)<br>第 37 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。 |
| (新設) | (監査等委員会規則)<br>第 38 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。                                |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 執行役員</p> <p>(執行役員)<br/>第44条(条文省略)</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第45条～第47条(条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第 48 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第49条～第52条(条文省略)<br/>附則</p> <p>1. <u>変更後定款第 13 条の変更にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>第6章 執行役員</p> <p>(執行役員)<br/>第 39 条(現行どおり)</p> <p>第7章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条(現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)<br/>第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第8章 計 算</p> <p>第44条～第47条(現行どおり)<br/>附則</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置</u>)</p> <p>1. <u>令和8年6月30日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第43条の定めるところによる。</u></p> |

**第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案の通り承認可決されました場合、監査等委員会設置会社に移行するとともに、取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名（監査等委員である取締役を除く。）の選任をお願いするものです。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役は除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)           | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                 | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | 木 田 周 太 郎<br>(1979年5月15日生) | 2004 年 6 月 株式会社みずほ銀行（中国）深圳支店<br>2016 年 7 月 復星集団 ゼネラルマネージャー<br>2018 年 1 月 リーディング証券株式会社 執行役員<br>2021 年 8 月 木田商事株式会社 代表取締役<br>2025 年 9 月 当社入社 代表取締役社長（現任）<br>2025 年 9 月 株式会社オーネックスライン<br>代表取締役社長（現任）<br>2025 年 9 月 株式会社オーネックスステックセンター<br>代表取締役社長（現任） | 一株             |
| 2          | 山 川 伯 忠<br>(1986年10月18日生)  | 2005 年 4 月 豊華食品工業株式会社入社 係長<br>2025 年 8 月 ピナクルプロパティーズ株式会社<br>代表取締役（現任）<br>2025 年 9 月 当社入社 取締役会長（現任）<br>2025 年 9 月 株式会社オーネックスライン<br>常務取締役（現任）<br>2025 年 9 月 株式会社オーネックスステックセンター<br>取締役（現任）                                                           | 65,300株        |
| 3          | 大 屋 翼<br>(1984年3月1日生)      | 2015 年 10 月 当社入社 管理本部付課長<br>2018 年 10 月 当社厚木工場品質保証課担当課長<br>2025 年 7 月 当社執行役員設備管理部部長<br>2025 年 11 月 当社執行役員営業本部営業本部長（現任）<br>2026 年 3 月 株式会社オーネックスライン取締役（現任）                                                                                         | 137,229株       |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4          | いし まつ たか あき<br>石 松 孝 明<br>(1966年1月1日生) | 1987 年 3 月 当社入社<br>2014 年 8 月 当社東松山工場副工場長兼生産管理課課長<br>2016 年 8 月 当社東松山工場・長野工場副工場長<br>兼長野工場統轄課課長<br>2018 年 4 月 当社厚木工場・東松山工場副工場長<br>2020 年 4 月 当社管理本部付 次長<br>(株式会社昌平へ出向)<br>2025 年 4 月 当社管理本部付 部長<br>2025 年 7 月 当社執行役員事業本部副本部長<br>兼厚木工場・東松山工場長<br>2025 年 9 月 当社取締役執行役員事業本部副本部長<br>兼厚木工場・東松山工場長<br>2025 年 9 月 株式会社オーネックステックセンター<br>取締役 (現任)<br>2025 年11月 当社取締役執行役員事業本部副本部長<br>兼厚木工場・東松山工場長<br>兼設備管理部長 (現任) | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大屋翼氏は新任の取締役候補者であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役及び、子会社の取締役及び監査等委員である取締役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由（贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等）に該当するものは除く。）等を填補することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合、本株主総会前から当該保険契約の被保険者に含まれていた候補者は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなる一方で、その他の候補者は当該保険契約の被保険者に含まれないため、候補者全員又は当該その他の候補者を被保険者とする同様の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で今後新たに締結する方針で検討しております。なお、当社が締結している役員等賠償責任保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、今後、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で新たに締結する場合も保険料は全額を当社が負担する方針です

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されました場合、監査等委員会設置会社に移行するとともに、本株主総会終結の時をもって監査役3名が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものです。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | いな かね かず もり<br>稲 嶺 和 盛<br>(1972年11月27日生) | 1994 年 4 月 株式会社プロスタッフ<br>1996 年10月 イントラネットシステム株式会社<br>1999 年 6 月 デロイト・トーマツ・コンサルティング株<br>式会社（現アビームコンサルティング株式<br>会社）<br>2003 年 7 月 株式会社光通信<br>2006 年10月 ファースト・パートナーズ・グループ株式<br>会社（現株式会社アヴァンテ）<br>2010 年 2 月 JFCスポーツバンガード株式会社<br>（現JFC株式会社）<br>2013 年 6 月 株式会社RVH 監査役<br>2020 年 3 月 東京M&Aコンサルティング株式会社<br>（現東京キャピタル株式会社）<br>代表取締役（現任）<br>2025 年 9 月 当社入社 社外取締役（現任） | 一株             |
| 2          | と たに まさ み<br>戸 谷 雅 美<br>(1951年7月13日生)    | 1981 年 2 月 弁護士登録<br>1995 年 2 月 三井安田法律事務所パートナー<br>2007 年 5 月 スクワイヤ・サンダース外国法共同事業法<br>律事務所代表弁護士<br>2017 年11月 昭和ホールディングス社外取締役（現任）<br>2021 年 6 月 アルファパートナーズ法律事務所<br>共同代表<br>2022 年 9 月 アーライツ法律事務所弁護士（現任）                                                                                                                                                            | 一株             |

|   |                                |             |                     |    |
|---|--------------------------------|-------------|---------------------|----|
| 3 | はやし つとむ<br>林 勤<br>(1968年7月9日生) | 1996 年 11 月 | 長富実業株式会社 代表取締役 (現任) | 一株 |
|   |                                | 2006 年 1 月  | 豊富商事有限会社 取締役        |    |
|   |                                | 2009 年 10 月 | 東進商事株式会社 取締役        |    |
|   |                                | 2024 年 11 月 | 海富商事株式会社 取締役        |    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 稲嶺和盛氏及び戸谷雅美氏、林勤氏は新任の監査等委員である取締役候補者であるとともに、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の稲嶺和盛氏は当社社外取締役として就任してから1年となります。
4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割  
 稲嶺和盛氏及び林勤氏は、企業経営等で培った知見を活かすことで、業務執行の監督機能強化への貢献及び経営的視点からの助言や監査が期待されること、戸谷雅美氏は弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験と専門知識を活かして独立した立場から当社の監査・監督に反映していただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。
5. 責任限定契約の内容の概要  
 当社は、稲嶺和盛氏及び戸谷雅美氏、林勤氏の選任が承認された場合は、左記3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定であります。
6. 当社は、稲嶺和盛氏及び戸谷雅美氏、林勤氏の選任が承認された場合、左記3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社及び子会社の取締役及び監査等委員である取締役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由（贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等）に該当するものは除く。）等を填補することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合、本株主総会前から当該保険契約の被保険者に含まれていた候補者は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなる一方で、その他の候補者は当該保険契約の被保険者に含まれないため、候補者全員又は当該その他の候補者を被保険者とする同様の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で今後新たに締結する方針で検討しております。なお、当社が締結している役員等賠償責任保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、今後、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で新たに締結する場合も保険料は全額を当社が負担する方針です。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、1993年9月24日開催の第42回定時株主総会において、年額204,000千円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議されておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額として、年額192,000千円以内(うち取締役172,000千円、社外取締役20,000千円)とさせていただきたいと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案につきましては、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の員数及び今後の支給水準等を総合的に考慮し、取締役会において決定したものであることから、相当であると考えております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員である取締役の員数、経済環境、市場動向及び他社水準等を考慮して、年額30,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案につきましては、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の員数及び今後の支給水準等を総合的に考慮し、取締役会において決定したものであることから、相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

# 事業報告

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中東情勢、米国の通商政策、ウクライナ情勢及び日中関係の悪化といった地政学的リスクを背景に、とりわけ原油供給の不安定化から経済活動の停滞リスクが高まり、引き続き国内の物価や長期金利の上昇、各国の政策金利の見直しに伴う為替相場の変動を受けて景気の下振れを懸念するなど、景気の先行きは依然として不透明な状況であります。

このような経済状況の下で当社グループは、営業活動に力点を置くため営業本部を設置し、既存取引先はもちろん新規取引先の取り込みに注力し、厚木工場及び東松山工場の一体化運営も継続してまいりました。また、子会社の株式会社オーネックステックセンターも営業部門と工場部門が一体となった営業活動を行い、新規取引先の獲得へ繋がりました。

主力取引業界である自動車部品関連、建設機械関連の受注は減少したものの産業工作機械関連は増加しました。経費面では、エネルギー価格は前期並みでしたが、原材料価格が下期後半から増加したため単価アップの交渉を行った結果、前期と比較して増益となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,294百万円(前期比4.8%増)、営業利益371百万円(前期は営業損失47百万円)、経常利益392百万円(前期は経常損失26百万円)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益382百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益2百万円)となりました。

事業別（連結）の売上高及び概況は、次のとおりであります。（単位：千円）

| 事業        | 2025年6月期  |         | 2026年6月期<br>(当連結会計年度) |         | 対前期比    |       |
|-----------|-----------|---------|-----------------------|---------|---------|-------|
|           | 売上高       | 構成比     | 売上高                   | 構成比     | 増減額     | 増減率   |
| 金属熱処理加工事業 | 4,450,421 | 88.07%  | 4,680,039             | 88.39%  | 229,618 | 5.16% |
| 運送事業      | 602,905   | 11.93%  | 614,892               | 11.61%  | 11,987  | 1.99% |
| 合計        | 5,053,326 | 100.00% | 5,294,932             | 100.00% | 241,605 | 4.78% |

### 【金属熱処理加工事業（株式会社オーネックス、株式会社オーネックステックセンター）】

金属熱処理加工事業につきましては、主力取引業界である自動車部品関連、建設機械関連の受注は減少したものの産業工作機械関連は増加しました。経費面では、エネルギー価格は前期並みでしたが、原材料価格が下期後半から増加したため単価アップの交渉を行った結果、前期と比較して増益となりました。

この結果、売上高は前期比で増収となり、セグメント利益も増益となりました。また、株式会社オーネックステックセンターの売上高は、前期比で増収となり、営業利益、経常利益ともに増益となりました。

売上高4,680百万円(前期比5.2%増)、セグメント利益320百万円(前期はセグメント損失102百万円)となりました。

### 【運送事業(株式会社オーネックスライン)】

運送事業につきましては、売上高は受注が伸びたため増収となりましたが、燃料費の高騰や人件費の上昇などにより、営業利益、経常利益は減益となりました。

売上高614百万円(前期比2.0%増)、セグメント利益30百万円(前期比9.8%減)となりました。

- ② 設備投資の状況  
当社グループの当連結会計年度の設備投資総額は429百万円で、その主なものは東松山工場の受変電設備140百万円、株式会社オーネックスラインのトラック 4 台74百万円、新事務所工事39百万円などです。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                                   | 2023年6月期  | 2024年6月期  | 2025年6月期  | 2026年6月期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------------|
| 売上高 (千円)                                              | 5,365,006 | 4,967,499 | 5,053,326 | 5,294,932             |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円)                                    | 194,411   | 41,953    | △26,263   | 392,379               |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△) (千円) | 221,435   | △377,470  | 2,891     | 382,934               |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円)                    | 133.72    | △227.97   | 1.75      | 231.29                |
| 総資産 (千円)                                              | 9,935,537 | 8,886,714 | 8,676,982 | 8,272,071             |
| 純資産 (千円)                                              | 5,653,592 | 5,276,190 | 5,252,204 | 5,669,887             |
| 1株当たり純資産額 (円)                                         | 3,414.14  | 3,186.61  | 3,172.30  | 3,424.69              |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2026年6月期(当連結会計年度)の状況につきましては、「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況 (2026年6月30日現在)

| 会 社 名                       | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------------------|----------|----------|---------------|
| 株式会社オーネックス<br>フ ィ           | 50,000千円 | 100.0%   | 一般区域貨物自動車運送事業 |
| 株式会社オーネックス<br>テ ッ ク セ ン タ ー | 95,000千円 | 100.0%   | 金属熱処理加工事業     |

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、長期化するロシアのウクライナ侵攻、加えてイスラエル・アメリカとイランの紛争など地政学リスクの高まりや中国経済の停滞長期化、米国の通商政策の影響などがリスク要因として挙げられます。国内では、エネルギー価格や原材料価格の高騰、円安による輸入物価の上昇が見込まれることに加えて国内の人口は減少の一途であり、今後、生産年齢人口も同様に減少し人手不足が懸念されます。

エネルギー・原材料価格の高騰に対しては、コスト削減のため電力の契約プランの見直しや設備の機械化・自動化を検討し、金属熱処理炉の効率的な稼働を行うことなど生産の効率化を図りながら収益体質の強化を図ってまいります。

また、人手不足などに備えるため、各部門において到達すべき基準や目標とする基準を定量化し、各従業員が他部門の業務においても基準を認識して効率的に担えるようにします。そして、採用についても縁故募集や再雇用を奨励しつつ、人材確保・育成を重要課題と位置付け、働きやすい環境整備と次世代の人材育成強化を図ってまいります。

各工場につきましては、生産工程の効率化を推進するために全工場横断的にプロジェクトを組み更なる改善を図ってまいります。また、売上高向上のために営業担当の人材を増やし課題の一つとしておりました、営業エリアの拡大・拡充を目指してまいります。

子会社の株式会社オーネックステックセンターは、営業部門と工場部門が一体となって提案型の営業に取り組み、営業エリアの拡大・拡充を推進してまいります。

子会社の株式会社オーネックスラインは、ドライバーの職場環境の改善や雇用条件の改定など福利厚生の上昇を図り、引き続きドライバーの確保と受注増を目指します。

当社グループは、さまざまな情勢の変化に遅滞なく対応できるように、先行した改革・改善を着実に進めていき、グループの総力を結集し、業績の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましても、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社グループは、金属熱処理加工事業及び運送事業を行っており、主な事業内容は次のとおりであります。

- |             |            |
|-------------|------------|
| 【金属熱処理加工事業】 | 浸炭熱処理      |
|             | 窒化熱処理      |
|             | 焼入・焼戻し・焼鈍し |
|             | 高周波熱処理     |
|             | 真空熱処理      |
| 【運送事業】      | 一般貨物運送     |

## (6) 主要な営業所及び工場（2026年6月30日現在）

| 会 社 名                     | 所 在 地                                                                          |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 株 式 会 社 オ ー ネ ッ ク ス       | 本店（東京都港区）、厚木本社及び工場（神奈川県厚木市）<br>東松山工場（埼玉県東松山市）、山口工場（山口県山陽小野田市）<br>三重営業所（三重県亀山市） |
| 株 式 会 社 オ ー ネ ッ ク ス ラ イ ン | 本社及び厚木営業所（神奈川県厚木市）<br>埼玉営業所（埼玉県比企郡滑川町）、三重営業所（三重県亀山市）                           |
| 株式会社オーネックステックセンター         | 本社（東京都港区）、三重工場（三重県亀山市）                                                         |

## (7) 使用人の状況（2026年6月30日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| セグメント名    | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|------------|-------------|
| 金属熱処理加工事業 | 210 (88) 名 | 6名増 (5名増)   |
| 運送事業      | 41 ( 5) 名  | 1名増 ( ー )   |
| 合計        | 251 (93) 名 | 7名増 (5名増)   |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（嘱託、常用時給者、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-----------|---------|-------------|
| 181 (74) 名 | 8名増 (4名増) | 43.4歳   | 15.7年       |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託、常用時給者、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）**

| 借入先          | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 574,422千円 |
| 株式会社横浜銀行     | 411,107   |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 321,473   |
| 株式会社みずほ銀行    | 113,349   |

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2026年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 5,868,600株
- ② 発行済株式の総数 1,660,000株
- ③ 株主数 598名（前期末比 30名増）
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                                               | 所有株式数 | 持株比率   |
|---------------------------------------------------|-------|--------|
| FUTU SECURITIES INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITED | 326千株 | 19.75% |
| 大屋翼                                               | 137   | 8.29   |
| PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED            | 130   | 7.86   |
| RUIYING JAPAN 株式会社                                | 80    | 4.83   |
| 株式会社横浜銀行                                          | 79    | 4.82   |
| 山川伯勇                                              | 72    | 4.38   |
| 山川伯忠                                              | 65    | 3.94   |
| MIB SECURITIES (HONG KONG) LTD ACCOUNT CLIENT     | 65    | 3.93   |
| 株式会社三井住友銀行                                        | 58    | 3.53   |
| 株式会社商工組合中央金庫                                      | 56    | 3.44   |

（注）持株比率は自己株式（4,407株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2026年6月30日現在）

| 会 社 に お け る 地 位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                          |
|-----------------|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長   | 木 田 周太郎 | 株式会社オーネックスライン 代表取締役社長<br>株式会社オーネックステックセンター 代表取締役社長                    |
| 代 表 取 締 役 副 社 長 | 高 階 毅 司 | 事業本部本部長                                                               |
| 取 締 役 会 長       | 山 川 伯 忠 | 株式会社オーネックスライン 常務取締役<br>株式会社オーネックステックセンター 取締役<br>ピナクルプロパティーズ株式会社 代表取締役 |
| 取 締 役           | 石 松 孝 明 | 執行役員<br>事業本部副本部長<br>厚木工場・東松山工場長 兼 設備管理部長<br>株式会社オーネックステックセンター 取締役     |
| 取 締 役           | 星 川 建 三 |                                                                       |
| 取 締 役           | 稲 嶺 和 盛 | 東京キャピタル株式会社 代表取締役                                                     |
| 常 勤 監 査 役       | 横 山 剛   | 株式会社オーネックステックセンター 監査役                                                 |
| 監 査 役           | 吉 田 雄 彦 |                                                                       |
| 監 査 役           | 鍛 冶 良 明 |                                                                       |

- (注) 1. 取締役星川建三、稲嶺和盛の両氏は社外取締役であります。  
2. 監査役吉田雄彦、鍛冶良明の両氏は社外監査役であります。  
3. 当社は取締役星川建三、稲嶺和盛の両氏及び監査役吉田雄彦、鍛冶良明の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の星川建三、稲嶺和盛の両氏及び社外監査役の吉田雄彦、鍛冶良明の両氏は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### ③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

代表取締役社長 鶴田猛士、専務取締役 武藤孝司、常務取締役 田島圭子、取締役（社外）遠藤将敏、取締役（社外）村野幸哉の各氏は、第74期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由（贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等）に該当するものを除く。）等を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であります。

なお、保険料は全額を当社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を実践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとしております。具体的には業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は基本報酬のみとします。なお、決定方針につきましては、代表取締役社長及び担当取締役作成による原案に基づき、取締役会における決議を経て決定しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は1993年9月24日開催の第42回定時株主総会において、年額204,000千円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、監査役の報酬限度額は1993年9月24日開催の第42回定時株主総会において年額18,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬額は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長木田周太郎が個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、担当取締役が作成した原案の決裁であり、これらの権限を委任した理由は、各取締役の職責等を総合的に勘案するには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## 二. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                     | 支 給 人 員     | 支 給 額                 |
|-------------------------|-------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち 社 外 取 締 役) | 11名<br>(4名) | 67,406千円<br>(7,600千円) |
| 監 査 役<br>(うち 社 外 監 査 役) | 3名<br>(2名)  | 15,288千円<br>(5,280千円) |
| 合 計                     | 14名         | 82,694千円              |

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 当事業年度の実績に対する業績連動報酬の支給はありません。

### ⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況  
取締役会及び監査役会への出席状況

|               | 取締役会 (25回開催) |       | 監査役会 (5回開催) |       |
|---------------|--------------|-------|-------------|-------|
|               | 出 席 回 数      | 出 席 率 | 出 席 回 数     | 出 席 率 |
| 取 締 役 星 川 建 三 | 19回          | 100%  | —           | —     |
| 取 締 役 稲 嶺 和 盛 | 19回          | 100%  | —           | —     |
| 監 査 役 吉 田 雄 彦 | 25回          | 100%  | 5回          | 100%  |
| 監 査 役 鍛 冶 良 明 | 25回          | 100%  | 5回          | 100%  |

(注) 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役の星川建三氏及び稲嶺和盛氏は、取締役会の議案審議等について、豊富な経験と高度かつ専門的な知見に基づき、当社の経営上有用な発言等を行っております。特に会社経営に関して、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

2025年9月26日開催の第74期定時株主総会において、星川建三氏及び稲嶺和盛氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。星川建三氏及び稲嶺和盛氏の就任日である2025年9月26日から2026年6月30日までの間における取締役会の開催回数は19回であり、星川建三氏及び稲嶺和盛氏の出席率の欄には当該期間における出席率を記載しております。

監査役の吉田雄彦氏は、必要に応じて他社の経営者であった経験・知識に基づき、また、鍛冶良明氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 三優監査法人
- ② 報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意をした理由

|                                     | 当社       | 子会社 |
|-------------------------------------|----------|-----|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 |          |     |
| イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額          | 37,000千円 | －千円 |
| ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額     | －千円      | －千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37,000千円 | －千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬等についての同意にあたり、以下の点から検討を行い、妥当性があると判断しました。
- ・監査計画と実績の比較検討
  - ・監査実績及び意見の内容
  - ・新年度監査計画における、監査工数及び配員計画と経験年数の検討
  - ・新年度監査報酬額の業界及び同等企業との比較検討
3. 上記のほか、当社及び子会社の会計監査人と同一のネットワークに属する組織に対する報酬等の額については、当社及び子会社において該当事項はありません。なお、子会社に非連結子会社はありません。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. コンプライアンス体制の基礎として、オーネックスグループ企業行動憲章を制定し法令遵守を周知徹底しています。
  - ロ. コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めています。
  - ハ. 取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役及びコンプライアンス・リスク管理責任者に報告するほか、遅滞なく取締役会において報告することとしています。
  - ニ. 監査役は当社の法令遵守体制の運用に問題があることを認める時は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができますものとしています。
  - ホ. 執行部門から独立した部署が内部監査を実施しています。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとしています。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、当社の業務執行に係るリスクについてリスク管理規程を定め、リスク管理規程に基づき管理体制を整備することとしています。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催しているほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとしており、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に社長、副社長以下、各取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うこととしています。
  - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程に従うこととしています。

- 5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として、オーネックスグループ企業行動憲章を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を整備しています。
  - ロ. 経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うとともに、必要に応じてモニタリングを行っています。取締役会は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告することとしています。
  - ハ. 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンス・リスク管理責任者に報告することとしています。コンプライアンス・リスク管理責任者は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとしています。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしています。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は必要に応じて補助業務をする者を配置することとしています。
- 7) 上記使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務の補助を担当する使用人に関する人事考課及び人事異動については、監査役の同意を得ることとしています。
  - ロ. 前項の使用人は、監査役から指示を受けた業務を執行しています。
- 8) 当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、当社グループに重大な損失を及ぼす恐れのある事項等を適時、適切な方法により監査役へ報告するものとしています。
  - ロ. 監査役は、取締役会その他、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
  - ハ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ的確な対応を行うこととしています。

- 9) 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利な取扱いを受けないものとしています。
- 10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理することとしています。
- 11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
イ. 監査役は稟議書その他業務に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができます。  
ロ. 代表取締役は、取締役及び使用人の監査役監査の重要性に対する認識及び理解を深め、監査役監査が実効的に行われるよう環境整備に努めています。
- 12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要（上記以外のもの）  
2025年7月1日から2026年6月30日の期間において、取締役会を25回、経営会議を12回、関係会社報告会を7回開催いたしました。

#### **(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。企業体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、安定的に配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり20円の配当とする予定であり、株主総会の決議事項といたします。

#### **(7) 会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、現在特に定めておりません。

本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |           | 負 債 の 部                   |           |
|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| 科 目               | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
| 流 動 資 産           | 4,064,532 | 流 動 負 債                   | 1,479,572 |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,839,610 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金         | 139,305   |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 602,116   | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 677,485   |
| 電 子 記 録 債 権       | 381,908   | リ ー ス 債 務                 | 46,562    |
| 製 品               | 14,245    | 未 払 金                     | 282,052   |
| 仕 掛 品             | 43,675    | 未 払 費 用                   | 194,753   |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 111,812   | 未 払 法 人 税 等               | 24,118    |
| そ の 他             | 71,163    | 賞 与 引 当 金                 | 17,585    |
| 固 定 資 産           | 4,207,538 | そ の 他                     | 97,707    |
| 有 形 固 定 資 産       | 3,729,608 | 固 定 負 債                   | 1,122,611 |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 1,077,873 | 長 期 借 入 金                 | 767,985   |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 397,762   | リ ー ス 債 務                 | 95,080    |
| 土 地               | 1,984,833 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 220,941   |
| リ ー ス 資 産         | 122,280   | 繰 延 税 金 負 債               | 6,797     |
| 建 設 仮 勘 定         | 19,600    | そ の 他                     | 31,806    |
| そ の 他             | 127,259   | 負 債 合 計                   | 2,602,183 |
| 無 形 固 定 資 産       | 36,451    | 純 資 産 の 部                 |           |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 441,478   | 株 主 資 本                   | 5,513,806 |
| 投 資 有 価 証 券       | 388,314   | 資 本 金                     | 878,363   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 14,867    | 資 本 剰 余 金                 | 713,431   |
| そ の 他             | 38,297    | 利 益 剰 余 金                 | 3,928,718 |
| 資 産 合 計           | 8,272,071 | 自 己 株 式                   | △6,706    |
|                   |           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 156,081   |
|                   |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 156,081   |
|                   |           | 純 資 産 合 計                 | 5,669,887 |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計             | 8,272,071 |

# 連結損益計算書

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    |           |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 5,294,932 |
| 売上原価            |        | 3,848,151 |
| 売上総利益           |        | 1,446,780 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 1,075,292 |
| 営業利益            |        | 371,487   |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取利息            | 2,399  |           |
| 受取配当金           | 13,607 |           |
| 受取賃貸料           | 14,460 |           |
| スクラップ収入         | 6,545  |           |
| その他             | 11,879 | 48,892    |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 14,739 |           |
| 支払手数料           | 6,206  |           |
| 減価償却費           | 98     |           |
| 支払補償費           | 6,914  |           |
| その他             | 41     | 28,001    |
| 経常利益            |        | 392,379   |
| 特別利益            |        |           |
| 固定資産売却益         | 1,700  | 1,700     |
| 特別固定資産除却損       | 10,113 | 10,113    |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 383,965   |
| 法人税、住民税及び事業税    |        | 24,806    |
| 法人税等調整額         |        | △23,775   |
| 当期純利益           |        | 382,934   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 382,934   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |         |           |         |           |
|-------------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 2025年7月1日 残高                  | 878,363 | 713,431 | 3,578,896 | △6,611  | 5,164,079 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |         |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   | －       | －       | △33,112   | －       | △33,112   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       | －       | －       | 382,934   | －       | 382,934   |
| 自 己 株 式 の 取 得                 | －       | －       | －         | △94     | △94       |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） | －       | －       | －         | －       | －         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | －       | 349,821   | △94     | 349,727   |
| 2026年6月30日 残高                 | 878,363 | 713,431 | 3,928,718 | △6,706  | 5,513,806 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                       | 純資産合計     |
|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評 価 差 額 金  | その他の包括利益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 2025年7月1日 残高                  | 88,125                | 88,125                | 5,252,204 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |                       |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   | －                     | －                     | △33,112   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       | －                     | －                     | 382,934   |
| 自 己 株 式 の 取 得                 | －                     | －                     | △94       |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） | 67,955                | 67,955                | 67,955    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 67,955                | 67,955                | 417,682   |
| 2026年6月30日 残高                 | 156,081               | 156,081               | 5,669,887 |

# 貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部       |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 資 科       | 金 額       | 負 科           | 金 額       |
| 流 動 資 産   | 3,226,938 | 流 動 負 債       | 1,320,982 |
| 現金及び預金    | 2,290,607 | 買掛金           | 87,177    |
| 受取手形      | 5,551     | 1年内返済予定の長期借入金 | 667,489   |
| 電子記録債権    | 310,754   | リース負債         | 19,205    |
| 売掛金       | 416,414   | 未払金           | 279,711   |
| 製品        | 12,535    | 未払費用          | 146,513   |
| 仕掛品       | 32,465    | 未払法人税等        | 17,981    |
| 原材料及び貯蔵品  | 85,650    | 未払消費税等        | 27,617    |
| 前払費用      | 3,108     | 預り金           | 43,767    |
| 未収入金      | 57,771    | 賞与引当金         | 13,576    |
| その他の資産    | 12,079    | その他の負債        | 17,941    |
| 固 定 資 産   | 4,894,142 | 固 定 負 債       | 1,004,334 |
| 有形固定資産    | 2,458,489 | 長期借入金         | 731,313   |
| 建物        | 704,002   | リース負債         | 42,895    |
| 構築物       | 33,330    | 退職給付引当金       | 197,344   |
| 機械及び装置    | 199,672   | 長期未払金         | 25,984    |
| 車両運搬具     | 384       | 繰延税金負債        | 6,797     |
| 工具、器具及び備品 | 73,129    |               |           |
| 土地        | 1,396,292 | 負 債 合 計       | 2,325,316 |
| リース資産     | 51,678    | 純 資 産 の 部     |           |
| 無形固定資産    | 35,600    | 株 主 資 本       | 5,639,683 |
| ソフトウェア    | 31,813    | 資本            | 878,363   |
| 電話加入権     | 3,787     | 資本剰余金         | 713,431   |
| 投資その他の資産  | 2,400,052 | 資本準備金         | 713,431   |
| 投資有価証券    | 388,314   | 利益剰余金         | 4,054,594 |
| 関係会社株式    | 240,000   | 利益準備金         | 48,306    |
| 関係会社長期貸付金 | 1,755,000 | その他利益剰余金      | 4,006,288 |
| 差入保証立金    | 13,822    | 別途積立金         | 1,500,000 |
| 保積金       | 220       | 繰越利益剰余金       | 2,506,288 |
| その他       | 2,694     | 自己株式          | △6,706    |
|           |           | 評価・換算差額等      | 156,081   |
|           |           | その他有価証券評価差額金  | 156,081   |
| 資 産 合 計   | 8,121,081 | 純 資 産 合 計     | 5,795,764 |
|           |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 8,121,081 |

損 益 計 算 書

(2025年 7 月 1 日から  
(2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                                      |                                                     | 金 額                                            |           |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------|
| 売上<br>売上<br>販売<br>営業                                     | 上<br>上<br>総<br>及<br>業                               | 高<br>価<br>益<br>費                               | 3,939,581 |
|                                                          | 原<br>利<br>一<br>般<br>管<br>理                          | 費                                              | 2,747,077 |
|                                                          | 利<br>益                                              |                                                | 1,192,504 |
|                                                          |                                                     |                                                | 917,303   |
|                                                          |                                                     |                                                | 275,200   |
| 営業<br>営業<br>営業<br>営業<br>営業<br>営業<br>営業<br>営業<br>営業<br>営業 | 受<br>業<br>経<br>受<br>ス<br>そ                          | 取<br>利<br>務<br>営<br>取<br>ク<br>ラ<br>の<br>費<br>用 | 31,860    |
|                                                          | 受<br>業<br>経<br>受<br>ス<br>そ                          | 取<br>利<br>務<br>営<br>取<br>ク<br>ラ<br>の<br>費<br>用 | 7,500     |
|                                                          | 受<br>業<br>経<br>受<br>ス<br>そ                          | 取<br>利<br>務<br>営<br>取<br>ク<br>ラ<br>の<br>費<br>用 | 9,960     |
|                                                          | 受<br>業<br>経<br>受<br>ス<br>そ                          | 取<br>利<br>務<br>営<br>取<br>ク<br>ラ<br>の<br>費<br>用 | 10,892    |
|                                                          | 受<br>業<br>経<br>受<br>ス<br>そ                          | 取<br>利<br>務<br>営<br>取<br>ク<br>ラ<br>の<br>費<br>用 | 4,033     |
|                                                          | 受<br>業<br>経<br>受<br>ス<br>そ                          | 取<br>利<br>務<br>営<br>取<br>ク<br>ラ<br>の<br>費<br>用 | 5,409     |
|                                                          | 受<br>業<br>経<br>受<br>ス<br>そ                          | 取<br>利<br>務<br>営<br>取<br>ク<br>ラ<br>の<br>費<br>用 | 14,504    |
|                                                          | 受<br>業<br>経<br>受<br>ス<br>そ                          | 取<br>利<br>務<br>営<br>取<br>ク<br>ラ<br>の<br>費<br>用 | 6,206     |
|                                                          | 受<br>業<br>経<br>受<br>ス<br>そ                          | 取<br>利<br>務<br>営<br>取<br>ク<br>ラ<br>の<br>費<br>用 | 98        |
|                                                          | 受<br>業<br>経<br>受<br>ス<br>そ                          | 取<br>利<br>務<br>営<br>取<br>ク<br>ラ<br>の<br>費<br>用 | 6,914     |
|                                                          |                                                     |                                                | 21        |
|                                                          |                                                     |                                                | 27,746    |
|                                                          |                                                     |                                                | 317,109   |
| 経<br>特<br>固<br>定<br>資<br>産<br>除<br>却<br>損                | 常<br>別<br>損<br>失                                    | 益                                              | 6,652     |
|                                                          | 常<br>別<br>損<br>失                                    | 益                                              | 6,652     |
| 税<br>引<br>前<br>当<br>期<br>純<br>利<br>益                     | 人<br>税<br>、<br>住<br>民<br>税<br>及<br>び<br>事<br>業<br>税 | 税<br>額                                         | 310,457   |
|                                                          | 人<br>税<br>、<br>住<br>民<br>税<br>及<br>び<br>事<br>業<br>税 | 税<br>額                                         | 8,422     |
|                                                          | 人<br>税<br>、<br>住<br>民<br>税<br>及<br>び<br>事<br>業<br>税 | 税<br>額                                         | △21,777   |
|                                                          | 人<br>税<br>、<br>住<br>民<br>税<br>及<br>び<br>事<br>業<br>税 | 税<br>額                                         | 323,811   |

## 株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |         |           |           |           |           |
|-----------------------------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利 益 剰 余 金 |           |           |           |
|                             |         | 資本準備金   | 利益準備金     | その他利益剰余金  |           | 利益剰余金合計   |
|                             |         |         |           | 任意積立金     | 繰越利益剰余金   |           |
| 2025年7月1日 残高                | 878,363 | 713,431 | 48,306    | 1,500,000 | 2,215,589 | 3,763,896 |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |           |           |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 | －       | －       | －         | －         | △33,112   | △33,112   |
| 当 期 純 利 益                   | －       | －       | －         | －         | 323,811   | 323,811   |
| 自 己 株 式 の 取 得               | －       | －       | －         | －         | －         | －         |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | －       | －       | －         | －         | －         | －         |
| 事業年度中の変動額合計                 | －       | －       | －         | －         | 290,698   | 290,698   |
| 2026年6月30日 残高               | 878,363 | 713,431 | 48,306    | 1,500,000 | 2,506,288 | 4,054,594 |

|                             | 株 主 資 本 |           | 評価・換算差額等         | 純資産合計     |
|-----------------------------|---------|-----------|------------------|-----------|
|                             | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 |           |
| 2025年7月1日 残高                | △6,611  | 5,349,079 | 88,125           | 5,437,204 |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |                  |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 | －       | △33,112   | －                | △33,112   |
| 当 期 純 利 益                   | －       | 323,811   | －                | 323,811   |
| 自 己 株 式 の 取 得               | △94     | △94       | －                | △94       |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | －       | －         | 67,955           | 67,955    |
| 事業年度中の変動額合計                 | △94     | 290,603   | 67,955           | 358,559   |
| 2026年6月30日 残高               | △6,706  | 5,639,683 | 156,081          | 5,795,764 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年 8月28日

株式会社オーネックス  
取締役会 御中

### 三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 岩田 巨人  
業 務 執 行 社 員

指定社員 公認会計士 河合 秀敏  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーネックスの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーネックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年 8月28日

株式会社オーネックス  
取締役会 御中

### 三優監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 岩田 巨人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 河合 秀敏

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーネックスの2025年7月1日から2026年6月30日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月28日

株式会社オーネックス 監査役会

常勤監査役 横山 剛 ㊞

社外監査役 吉田 雄彦 ㊞

社外監査役 鍛冶 良明 ㊞

(注) 監査役吉田雄彦及び鍛冶良明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 〒243-0801 神奈川県厚木市上依知3012-3 電話 046-285-0600

約15分(6km)

陸橋下を左折するため、  
早めに左側車線(愛川方面)  
にお入りください。

急行で新宿から1時間(前6両に乗車)、  
小田原から40分

厚木バスセンター(⑩番乗場)より約40分  
「内陸工業団地行」  
「愛川バスセンター行」  
(内陸工業団地経由、春日台団地経由)  
「春日台団地行」

「団地入口」下車 徒歩5分

相鉄線：急行で横浜から35分

西口バス停より約40分  
「内陸工業団地経由愛川バスセンター行」

「団地入口」下車 徒歩5分

株式会社  
オーネックス  
厚木工場  
事務棟4階

129  
相模原方面は  
左車線 ↓

陸橋下を左折するため、  
早めに左側車線に  
お入りください。



圏央道  
相模原

左側車線(圏央道方面)  
にお入りください。\\

左側車線  
(圏央道・相模原方面)  
にお入りください。



圏央道  
相模原

至平塚

電子提供措置の開始日2026年9月7日

**第75期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)**

**連 結 注 記 表  
個 別 注 記 表**

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

**株式会社 オーネックス**

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、(株)オーネックスライン、(株)オーネックステックセンターの2社であります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. 棚卸資産

製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法及び定額法を採用しております。

1998年4月1日以降取得の建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物並びに一部の連結子会社については定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社は、金属熱処理を主たる業務としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、主に在籍者の期末自己都合要支給額（年金制度に移行している部分に対応する要支給額を含む）に割引率及び昇給率の各係数を乗じた額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 金属熱処理加工事業における有形固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 3,729,608千円 (うち、金属熱処理加工事業3,397,981千円)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、各資産グループについての減損の兆候の有無を判定しており、減損の兆候がある場合には減損の認識の要否を判定しております。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。各資産グループの回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。

減損の兆候がある場合、回収可能価額の算定における使用価値の見積りは、各資産グループの事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを使用しており、将来キャッシュ・フローにおける重要な仮定は主要な顧客ごとの売上予測及び光熱費（ガス単価及び電力単価）の予測であります。正味売却価額の見積りは、外部の専門家による不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額を基礎として算定しております。

市場環境の変化、主要顧客の需要動向及びエネルギー価格の変動等により各資産グループの収益性が低下した場合には、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 14,867千円

繰延税金負債 6,797千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、将来の課税所得の見積額、将来減算一時差異の解消スケジュール及び税務上の繰越欠損金の控除見込額を考慮し、回収可能性が認められる範囲で繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画における重要な仮定は、主要顧客ごとの売上高の予測及び光熱費（ガス単価及び電力単価）の予測であります。

これらの仮定は、市場環境の変化、主要顧客の需要動向及びエネルギー価格の変動等の影響を受けることから不確実性を伴います。これらの重要な仮定の見直しが必要な事象が生じた場合には、将来の課税所得及び税務上の繰越欠損金の控除見込額に関する判断に影響を及ぼし、翌連結会計年度における繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|           |             |
|-----------|-------------|
| 建物及び構築物   | 515,456千円   |
| 機械装置及び運搬具 | 53,854千円    |
| 土地        | 1,810,253千円 |
| 合 計       | 2,379,563千円 |

#### ② 担保に係る債務 1,260,334千円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,206,543千円

### (3) 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額 1,269千円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における当社の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 1,660,000株

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------------|------------------|----------------|----------------|
| 2025年9月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 33,112         | 20               | 2025年<br>6月30日 | 2025年<br>9月29日 |

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------|----------------|------------------|----------------|----------------|
| 2026年9月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 33,111         | 20               | 2026年<br>6月30日 | 2026年<br>9月30日 |

## 8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては与信管理基準等に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、1年以内の支払期日であります。

また、借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、これら営業債務、借入金等の金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 200千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」並びに「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

|                       | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額      |
|-----------------------|------------|-----------|---------|
| 投資有価証券<br>その他有価証券     | 388,114    | 388,114   | －       |
| 資産計                   | 388,114    | 388,114   | －       |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定を含む) | 1,445,471  | 1,425,148 | △20,323 |
| 負債計                   | 1,445,471  | 1,425,148 | △20,323 |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分                | 時価（千円）  |      |      |         |
|-------------------|---------|------|------|---------|
|                   | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券<br>その他有価証券 | 388,114 | －    | －    | 388,114 |
| 資産計               | 388,114 | －    | －    | 388,114 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分                    | 時価（千円） |           |      |           |
|-----------------------|--------|-----------|------|-----------|
|                       | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金<br>（1年内返済予定を含む） | －      | 1,425,148 | －    | 1,425,148 |
| 負債計                   | －      | 1,425,148 | －    | 1,425,148 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
事業ごとの売上高及び収益の分解情報

(単位：千円)

|               | 金属熱処理<br>加工事業 | 運送事業    | 計         |
|---------------|---------------|---------|-----------|
| 売上高           |               |         |           |
| 外部顧客に対する売上高   | 4,680,039     | 614,892 | 5,294,932 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,680,039     | 614,892 | 5,294,932 |
| その他の収益        | —             | —       | —         |
| 計             | 4,680,039     | 614,892 | 5,294,932 |

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ① 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

- ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,424円69銭  
(2) 1株当たり当期純利益 231円29銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得の建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

在籍者の期末自己都合要支給額（年金制度に移行している部分に対応する要支給額を含む）に割引率及び昇給率の各係数を乗じた額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、金属熱処理を主たる業務としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### (1)有形固定資産の減損

###### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 2,458,489千円

###### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 金属熱処理加工事業における有形固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

##### (2)㈱オーネックステックセンターへの投融資の評価

###### ①当事業年度の計算書類に計上した額

関係会社株式 240,000千円 (うち、㈱オーネックステックセンター 190,000千円)

関係会社長期貸付金 1,755,000千円 (うち、㈱オーネックステックセンター 1,755,000千円)

###### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

㈱オーネックステックセンターへの投融資の評価においては、同社の将来の事業計画を基礎として株式の回復可能性及び貸付金の回収可能性を判断しております。なお、事業計画における主要な仮定は、主要な顧客ごとの売上予測及び光熱費（ガス単価及び電力単価）の予測であります。

当該事業計画は、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、実際の業績が計画と異なった場合、翌事業年度の計算書類において、㈱オーネックステックセンターへの投融資の金額に重要な影響を与える可能性があります。

##### (3) 繰延税金資産の回収可能性

###### ①当事業年度の計算書類に計上した額

繰延税金資産 一千円

(繰延税金負債と相殺前) (47,598千円)

###### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 |             |
| 建物     | 515,456千円   |
| 機械及び装置 | 53,854千円    |
| 土地     | 1,373,253千円 |
| 合計     | 1,942,563千円 |

(注) 上記のほか、子会社の有形固定資産（437,000 千円）を担保に供しております。

#### ② 担保に係る債務

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額     | 7,853,124千円 |
| (3) 国庫補助金等の受入による圧縮記帳額  | 1,269千円     |
| (4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 |             |
| 関係会社に対する短期金銭債権         | 10,169千円    |
| 関係会社に対する短期金銭債務         | 39,733千円    |

## 6. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 関係会社への売上高          | 0千円       |
| 関係会社からの仕入高         | 49,737千円  |
| 関係会社への支払運送料他       | 184,306千円 |
| 関係会社に対する営業取引以外の取引高 | 53,707千円  |

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |        |
|------|--------|
| 普通株式 | 4,407株 |
|------|--------|

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 繰延税金資産          |            |
| 賞与引当金超過額        | 4,272千円    |
| 退職給付引当金超過額      | 62,104千円   |
| 投資有価証券評価損       | 12,040千円   |
| 減損損失            | 102,693千円  |
| 税務上の繰越欠損金       | 129,727千円  |
| その他             | 13,593千円   |
| 繰延税金資産小計        | 324,431千円  |
| 評価性引当額          | △276,833千円 |
| 繰延税金資産合計        | 47,598千円   |
| 繰延税金負債          |            |
| その他有価証券評価差額金    | △54,395千円  |
| 繰延税金負債合計        | △54,395千円  |
| 繰延税金資産（△は負債）の純額 | △6,797千円   |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社等

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名       | 所在地         | 資本金又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の<br>内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                        | 取引の内容                     | 取引金額<br>(千円) | 科目        | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------------|-------------|----------------------|-------------------|----------------------------|--------------------------------------|---------------------------|--------------|-----------|--------------|
| 子会社 | (株)オーネック<br>スライン     | 神奈川県<br>厚木市 | 50,000               | 一般貨物<br>運 送 業     | (所有)<br>直接100%             | 製品の運送委託<br>役員の兼任<br>システム使用<br>管理業務受託 | 運送委託<br>(注) 1             | 184,306      | 未 払 金     | 16,484       |
|     |                      |             |                      |                   |                            |                                      | 賃借料<br>(注) 1              | 8,640        |           |              |
|     |                      |             |                      |                   |                            |                                      | システム使用<br>管理業務受託<br>(注) 2 | 7,500        | —         | —            |
|     |                      |             |                      |                   |                            |                                      | 経営指導料の<br>受取<br>(注) 3     | 9,960        | —         | —            |
|     | (株)オーネックス<br>テックセンター | 東京都<br>港区   | 95,000               | 金属熱処理加工業          | (所有)<br>直接100%             | 金属熱処理加工<br>役員の兼任<br>資金の貸付            | 熱処理加工委託<br>(注) 4          | 49,737       | 買 掛 金     | 5,698        |
|     |                      |             |                      |                   |                            |                                      | 資金の貸付<br>(注) 5            | —            | 関係会社長期貸付金 | 1,755,000    |
|     |                      |             |                      |                   |                            |                                      | 資金の回収                     | 150,000      |           |              |
|     |                      |             |                      |                   |                            |                                      | 賃借料<br>(注) 6              | 6,000        | —         | —            |
|     |                      |             |                      |                   |                            |                                      | 保守料<br>(注) 7              | 3,600        |           |              |
|     |                      |             |                      |                   |                            |                                      | 貸付利息<br>(注) 5             | 17,126       | —         | —            |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高のうち、買掛金及び未払金には消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 運送委託、賃借料については、各市場価格を勘案し、価格交渉の上決定しております。
2. システム使用管理業務の業務量を勘案し、価格交渉の上決定しております。
3. 経營業務の業務量を勘案し、価格交渉の上決定しております。
4. 熱処理加工委託については、各市場価格を勘案し、価格交渉の上決定しております。
5. 貸付金の金利については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。
6. 賃借料については、各市場価格を勘案し、価格交渉の上決定しております。
7. 保守料については、各市場価格を勘案し、価格交渉の上決定しております。

- (2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

#### 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3,500円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 195円58銭   |

#### 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。